

が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、ブルセラ病については血清凝集反応検査、結核病についてはツベルクリン検査

青森県告示第百六十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりヨーネ病検査を受けることを命ずる。

平成十五年三月十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 実施の目的

ヨーネ病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している八か月齢以上の肉用雌牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（生後九十日未満のものを除く。）

3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、ヨーニン検査又は血清学的検査

青森県告示第百六十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性貧血検査を受けることを命ずる。

平成十五年三月十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 実施の目的

馬伝染性貧血発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 実施区域内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬並びにこれらの馬と同一施設内で飼育している馬

2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬並びにこれらの馬と同一施設内で飼育している馬

3 実施区域内で競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）による競馬に出場する馬

4 実施区域内で飼育又は放牧等している馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、寒天ゲル内沈降反応検査

青森県告示第百六十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬パラチフス検査を受けることを命ずる。

平成十五年三月十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 実施の目的

馬パラチフス発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清急速凝集反応検査

青森県告示第百六十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性子宮炎検査を受けることを命ずる。

平成十五年三月十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 実施の目的

馬伝染性子宮炎発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び細菌検査

青森県告示第百六十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりみつばちの腐蛆病検査を受けることを命ずる。

平成十五年三月十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 実施の目的

みつばちの腐蛆病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育しているみつばちで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、肉眼的検査

青森県告示第百六十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり伝達性海綿状脳症検査を受けることを命ずる。

平成十五年三月十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法第六条第一項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同法同条第二項ただし書きに該当する場合を除く。

四 実施の期日

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百六十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりオーエスキー病検査を受けることを命ずる。

平成十五年三月十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 実施の目的

オーエスキー病発生予察のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長

が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百六十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり家きんサルモネラ感染症検査を受けることを命ずる。

平成十五年三月十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症発生予察のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長

が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清学的検査

青森県告示第百六十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱検査を受けることを命ずる。

平成十五年三月十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 実施の目的

ブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱発生予察のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長

が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百七十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、

次のとおり牛の薬浴を受けることを命ずる。

平成十五年三月十九日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 実施の目的
牛体ダニ駆除（タイレリア病発生予防）のため
- 二 実施する区域
青森県一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施区域内で放牧されている牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの
- 四 実施の期日
平成十五年四月一日から同年十月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日
- 五 薬浴の方法
家畜保健衛生所長が指定する場所において、噴霧又はブアオン

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年三月十九日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マエダストア虹ヶ丘店
青森市虹ヶ丘二丁目一五の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社マエダ

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十五年三月十九日から同年四月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年三月十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模店舗の名称及び所在地

イオンタウン安原ショッピングセンター

弘前市安原第二土地区画整理事業保留地第四八街区符号保の一画地外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 原田昭彦

2 株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役社長 田村圭三

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十五年三月十九日から同年四月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年三月十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ三沢店

三沢市大字三沢字堀口九四の二四二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜フアーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び三沢市役所

2 期間

平成十四年三月十九日から同年四月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年三月十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコシティ藤崎

南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目七の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 岡田元也

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び藤崎町役場

2 期間

平成十五年三月十九日から同年四月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、藤崎町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年三月十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

七戸町ショッピングセンター

上北郡七戸町字笹田川久保二七の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 岡田元也

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び七戸町役場

2 期間

平成十五年三月十九日から同年四月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、七戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年三月十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン下田ショッピングセンター

上北郡下田町字中野平四〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

下田タウン株式会社

上北郡下田町字中下田一三五の二

代表取締役社長 横田稔弘

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び下田町役場

2 期間

平成十五年三月十九日から同年四月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、下田町役場にあつては、その執務時間内とする。

内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会公示第四号

第五種共同漁業に係る平成十五年増殖計画量の基準は、次のとおりとする。

平成十五年三月十九日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 武 尾 善 蔵

免許番号	河川	魚種	増殖計画量の基準
内共第一号	笹内川	あゆ	種苗放流 一万尾（六〇キログラム）以上 種苗放流 一万尾（三〇キログラム）以上 産卵床造成一箇所以上
内共第二号	吾妻川	あゆ やまめ いわな	種苗放流 五百尾（二二キログラム）以上 種苗放流 二千尾（六二キログラム）以上 産卵床造成二箇所以上
内共第三号	追良瀬川	あゆ やまめ	種苗放流 五万尾（三〇〇キログラム）以上 種苗放流 五万尾（一〇〇キログラム）以上

内共第十二号	内共第十一号	内共第十号	内共第八号	内共第七号	内共第六号	内共第五号	内共第四号	
岩木川	山田川	十三湖	明神沼	廻堰大溜池	平滝沼	中村川	赤石川	
あゆ やまめ こい ふな いわな うぐい かじか	こい ふな	こい ふな うぐい わかさぎ	こい ふな わかさぎ	こい ふな	こい ふな	あゆ やまめ いわな うぐい	あゆ やまめ いわな うぐい	いわな うぐい
産卵床造成五箇所以上 産卵床造成十箇所以上 産卵床造成二箇所以上	産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上	産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上 ふ化放流 二百五十万粒以上	産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上 ふ化放流 二百五十万粒以上	産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上	産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上	産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上	産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上	産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上
種苗放流 十五万尾 (一、二〇〇キログラム) 以上	種苗放流 七万尾 (一四〇キログラム) 以上 種苗放流 五千尾 (一〇キログラム) 以上	種苗放流 一万尾 (五〇キログラム) 以上 種苗放流 一万尾 (二〇キログラム) 以上	種苗放流 一万尾 (二〇キログラム) 以上 種苗放流 一万尾 (二〇キログラム) 以上	種苗放流 五千尾 (一〇キログラム) 以上 種苗放流 七千尾 (一四キログラム) 以上	種苗放流 二万尾 (四〇キログラム) 以上 種苗放流 五千尾 (一〇キログラム) 以上	種苗放流 二万尾 (二二〇キログラム) 以上 種苗放流 一万尾 (二〇キログラム) 以上 種苗放流 五千尾 (一〇キログラム) 以上	種苗放流 十五万尾 (九〇〇キログラム) 以上 種苗放流 一万尾 (二〇キログラム) 以上 産卵床造成二箇所以上	産卵床造成五箇所以上 産卵床造成二箇所以上

内共第十三号	内共第十四号	内共第十五号	内共第十六号	内共第十七号	内共第十八号	内共第十九号
平川	浅瀬石川	旧十川	藤枝溜池	二ノ沢溜池	十川	増川川
あゆ やまめ こい ふな いわな うぐい かじか	あゆ やまめ こい ふな いわな うぐい かじか	こい かじか	こい ふな	こい ふな	こい ふな	あゆ やまめ
種苗放流 二万三千尾 (一四〇キログラム) 以上	種苗放流 一万二千尾 (七二キログラム) 以上	種苗放流 五万尾 (二〇〇キログラム) 以上	種苗放流 二万尾 (一〇〇キログラム) 以上 親魚放流 四十尾 (一・六キログラム) 以上	種苗放流 二万五千尾 (五〇キログラム) 以上	種苗放流 一万五千尾 (四五キログラム) 以上	種苗放流 二万尾 (四〇キログラム) 以上
産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上	産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上	産卵床造成二箇所以上	産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上	産卵床造成二箇所以上	産卵床造成二箇所以上 産卵床造成二箇所以上	産卵床造成二箇所以上
種苗放流 二万尾 (四〇キログラム) 以上 種苗放流 三万五千尾 (七〇キログラム) 以上	種苗放流 二万尾 (二〇キログラム) 以上 種苗放流 五千尾 (一〇キログラム) 以上 種苗放流 四万尾 (八〇キログラム) 以上	種苗放流 六万尾 (一八〇キログラム) 以上 種苗放流 五千尾 (一五キログラム) 以上	種苗放流 一万五千尾 (四〇キログラム) 以上 種苗放流 一万尾 (二〇キログラム) 以上	種苗放流 二万尾 (二〇キログラム) 以上 種苗放流 五千尾 (一〇キログラム) 以上	種苗放流 一万尾 (一〇キログラム) 以上 種苗放流 五千尾 (一〇キログラム) 以上	種苗放流 二万尾 (六キログラム) 以上

内共第二十 号	今別川	いわな あゆ やまめ	種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 産卵床造成二箇所以上	一千尾(三キログラム)以上 一万尾(六〇キログラム)以上 一万五千尾 (三〇キログラム)以上
内共第二十 一号	蟹田川	あゆ やまめ こい いわな	種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 産卵床造成二箇所以上	一万尾(六〇キログラム)以上 二万尾(四〇キログラム)以上 一万尾(二〇キログラム)以上 一万尾(二〇キログラム)以上
内共第二十 二号	合子沢 川	やまめ いわな	種苗放流 種苗放流	一万尾(二〇キログラム)以上 一万尾(二〇キログラム)以上
内共第二十 三号	田代沼	いわな にじます	産卵床造成七箇所以上 種苗放流	一万五千尾 (四・五キログラム)以上
内共第二十 四号	野内川	あゆ やまめ いわな	種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 産卵床造成二箇所以上	二千尾(二二キログラム)以上 二万尾(四〇キログラム)以上 三万尾(六〇キログラム)以上
内共第二十 五号	小湊川 盛田川	やまめ こい	種苗放流 種苗放流	三千尾(六キログラム)以上 一万五千尾
内共第二十 六号	清水川	あゆ やまめ	産卵床造成二箇所以上 種苗放流	五千尾(一〇キログラム)以上
内共第二十 七号	野辺地 川	あゆ やまめ こい いわな うぐい うなぎ	種苗放流 種苗放流 種苗放流 種苗放流 産卵床造成二箇所以上 種苗放流	二万尾(二二キログラム)以上 一万尾(三〇キログラム)以上 五千尾(二五キログラム)以上 一万尾(二〇キログラム)以上 二百五十尾(五キログラム)以上

内共第二十 八号	田名部 川	やまめ こい うぐい わかさぎ	種苗放流 種苗放流 産卵床造成四箇所以上 ふ化放流	二万尾(四〇キログラム)以上 二万尾(四〇キログラム)以上 三千万粒以上
内共第二十 九号	川内川	あゆ やまめ	種苗放流 産卵床造成五箇所以上 種苗放流	一万尾(六〇キログラム)以上 (七五〇キログラム)以上 二十五万尾
内共第三十 号	目滝川	あゆ やまめ いわな うぐい	種苗放流 種苗放流 産卵床造成五箇所以上	三千尾(一八キログラム)以上 五千尾(二〇キログラム)以上
内共第三十 一号	易国間 川	あゆ やまめ いわな	産卵床造成五箇所以上 種苗放流 種苗放流	七千尾(四二キログラム)以上 一万尾(二〇キログラム)以上
内共第三十 二号	大畑川	あゆ やまめ	種苗放流 種苗放流	二万尾(二二キログラム)以上 五万尾(一〇〇キログラム)以上
内共第三十 三号	野牛川	こい うなぎ	種苗放流 種苗放流	一万尾(二〇キログラム)以上 五百尾(一〇キログラム)以上
内共第三十 四号	大沼	こい	種苗放流	三万尾(六〇キログラム)以上
内共第三十 五号	左京沼	こい	種苗放流	二万尾(四〇キログラム)以上
内共第三十 六号	小老部 川	あゆ やまめ いわな うぐい	産卵床造成二十箇所以上 種苗放流 産卵床造成二十箇所以上 産卵床造成二箇所以上	一万尾(二〇〇キログラム)以上
内共第三十 七号	老部川	あゆ	産卵床造成二十箇所以上	

七号	内共第四十号	馬淵川	あゆ	種苗放流 十二万尾 (七二〇キログラム)以上
六号	内共第四十号	長沼、 鳶沼	ひめます うなぎ にじます うぐい	種苗放流 六千尾 (二二キログラム)以上 種苗放流 五千尾 (一〇キログラム)以上 種苗放流 五百尾 (二〇キログラム)以上
五号	内共第四十号	奥入瀬 川	あゆ やまめ	種苗放流 七万尾 (四二〇キログラム)以上 種苗放流 二十五万尾 (五〇〇キログラム)以上
四号	内共第四十号	七戸川	こい やまめ いわな	種苗放流 一万尾 (二〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾 (一〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾 (二〇キログラム)以上
二号	内共第四十号	小川原 湖	えび うなぎ わかさぎ うぐい	産卵床造成三箇所以上 (五〇キログラム)以上 種苗放流 二千五百尾 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上
内共第四十号	内共第四十号	高瀬川 市柳沼 田面木 沼	こい ふな わかさぎ うなぎ	種苗放流 十五万尾 (三〇〇キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上 (三〇〇キログラム)以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上
内共第三十八号	内共第三十八号	老部川	やまめ いわな うぐい	種苗放流 五千尾 (二五キログラム)以上 種苗放流 五千尾 (二〇キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上
七号	七号		やまめ いわな うぐい	種苗放流 六万五千九百尾 (一、二八〇キログラム)以上 産卵床造成二十箇所以上 産卵床造成二箇所以上

内共第五十号	内共第五十号	前潟・ せばと 沼	こい ふな わかさぎ	種苗放流 一万五千尾 (三〇キログラム)以上 種苗放流 一万五千尾 (三〇キログラム)以上 ふ化放流 三百万粒以上
内共第四十八号	内共第四十八号	新井田 川	あゆ やまめ こい ふな いわな うぐい	種苗放流 一万尾 (六〇キログラム)以上 種苗放流 三万尾 (六〇キログラム)以上 産卵床造成二箇所以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成三箇所以上 産卵床造成六箇所以上 産卵床造成十箇所以上
内共第一号	内共第一号	大童子 川 十和田 湖	あゆ やまめ こい ふな えび さくらま す	種苗放流 五千尾 (三〇キログラム)以上 種苗放流 一万尾 (二〇キログラム)以上 種苗放流 五千尾 (一〇キログラム)以上 種苗放流 二十万尾以上 種苗放流 五万尾以上 種苗放流 五万尾以上 産卵床造成十六箇所以上 種苗放流 一万尾以上

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一番一号 青森県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭